

「宅地建物取引士証書換え交付申請」(氏名変更による書換え交付の場合)

下記事項を確認してください。

【注意事項】

①証明写真をアップロードすること

電子申請上でアップロードした写真は、取引士証の顔写真となるため、下記規定のものをご準備ください。

<写真規定>

サイズ3×2.4、カラー、無背景、無脱帽、正面向きの上三分身

<不可となる写真の例>

スナップ写真、景色や家具の映り込みがあるもの、斜め向きを含めた横顔写真、頭部・顔の一部が見切れているもの、色付き眼鏡、白黒写真、画像が不鮮明

規定に合わない写真をアップロードされている場合、申請を差戻しますのでご了承ください。

②本人確認書類(顔写真付き)をアップロードすること

運転免許証、従業者証明書、パスポートなどを電子申請画面上でアップロードしてください。

③返信用封筒(簡易書留料金切手貼付またはレターパック可)と電子申請の入力画面を印刷したもの(もしくは電子申請内容が分かるメモ)を下記所在地へ郵送すること

出来上がった取引士証を郵送にてお送りいたします。送付するための宛先を明記した返信用封筒(簡易書留料金分切手貼付または、レターパック可)を電子申請届出後に下記へ送ってください。

その際、申請者の照合を行うため、電子申請内容が表示された画面の印刷または、申請内容がわかるメモを同封していただきますようお願いいたします。メモを同封いただく場合は、氏名・取引士登録番号・申請日・申請の種類(新規・書換え氏名・再交付等)をご記入ください。取引士証を取り違えて返送することを防ぐため、ご協力をお願いいたします。

また、氏名変更による書換え交付申請を行う方は、旧氏名の取引士証も返納の必要があるため、同封をお願いいたします。

新しい取引士証がお手元に届くまでには、申請が問題なく受理されてから2~3週間程度の期間を要します。(即日での交付はできません。)

申請内容に不備がある場合は、取引士証の交付も遅れることとなりますので、ご了承ください。

<返信用封筒等送付先>

〒650-0012

神戸市中央区北長狭通5-5-26 兵庫県宅建会館3階

(一社)兵庫県宅地建物取引業協会 講習センター

TEL : 078-361-2051

④電子申請前に申請手数料の納付を先にお済ませください

取引士証の交付手続きについては手数料が発生します。交付申請手数料の納付については、下部に記載をしておりますのでご確認ください。

電子申請の際には備考欄に「電子納付番号」を記載してください。番号が不明な方は、兵庫県庁・まちづくり部建築指導課（078-362-3608）へお問い合わせください。

氏名変更により「宅地建物取引士証書換え交付申請」をされる方は、下記についてもご注意ください。

氏名変更については、取引士証の作り直しが必要です。事前に「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請」にて、氏名の変更届出（住所・本籍・勤務先にも変更がある場合は同時に届出）を行い、変更登録申請が受理されましたら、「宅地建物取引士証書換え交付申請」を行ってください。

「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請」が未届または受理がされていない状態で「宅地建物取引士証書換え交付申請」を行った場合、氏名変更が完了していないため新氏名の取引士証が交付できません。必ず氏名変更の完了通知を受けてから書換え交付申請に進んでいただくようお願いいたします。

氏名変更による「宅地建物取引士証書換え付申請」については、証明写真・手数料等が必要ですので上記注意事項②～⑤も必ずご確認ください。旧氏名の取引士証も返納の必要があります。（上記注意④）

また、有効期限が半年を切っている場合は、法定講習の申込と同時に氏名変更の届出（郵送届に限る）ができる可能性がありますので、兵庫県宅建協会・講習センターへご連絡をお願いいたします。

電子申請後の審査状況確認のお願い

電子申請により各種手続きを申請された方は、eMLIT上で審査状況を随時ご確認ください。

申請内容に不備があった場合、「修正」や「差戻」等の通知がeMLIT上に届きます。ご本人様より、補正や再申請をされない限り、申請手続きは保留となりますので取引士証の交付が遅れたり、登録変更が完了しないままの状態となる可能性がありますのでご注意ください。

特段の事情が無い限りは申請先（兵庫県庁または兵庫県宅建協会・講習センター）とのやり取りはeMLIT上で行うこととなりますので、審査状況を申請者ご本人様で確認いただくようお願いいたします。